

## 鳥獣保護管理の現状と課題

### 1. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の概要

- ①鳥獣保護法の沿革
- ②鳥獣保護法の体系

### 2. 鳥獣の保護管理及び狩猟に関する制度

- ①狩猟と許可捕獲
- ②特定鳥獣保護管理計画
- ③狩猟
- ④鳥獣保護区

### 3. 鳥獣保護管理及び狩猟における現状と課題

- ①野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)
- ②ニホンジカによる生態系への影響
- ③鳥獣による農作物被害の状況
- ④鳥獣による森林被害
- ⑤鳥獣被害防止特別措置法
- ⑥鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携
- ⑦鳥獣捕獲数(ニホンジカ、イノシシ)
- ⑧狩猟者数の推移

### 4. 課題の解決に向けた環境省の取組

- ①課題への対応方向
- ②担い手確保対策
- ③効果的な捕獲を推進するための取組
- ④広域的な取組の支援
- ⑤国立公園における被害防止対策

### 5. 鳥獣保護法の施行状況の検討について

## 1-① 鳥獣保護法の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

### 明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

### 明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

### 明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

### 大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

現行法の骨格が完成

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

### 昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

### 昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

〔※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管〕

### 平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

### 平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

### 平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

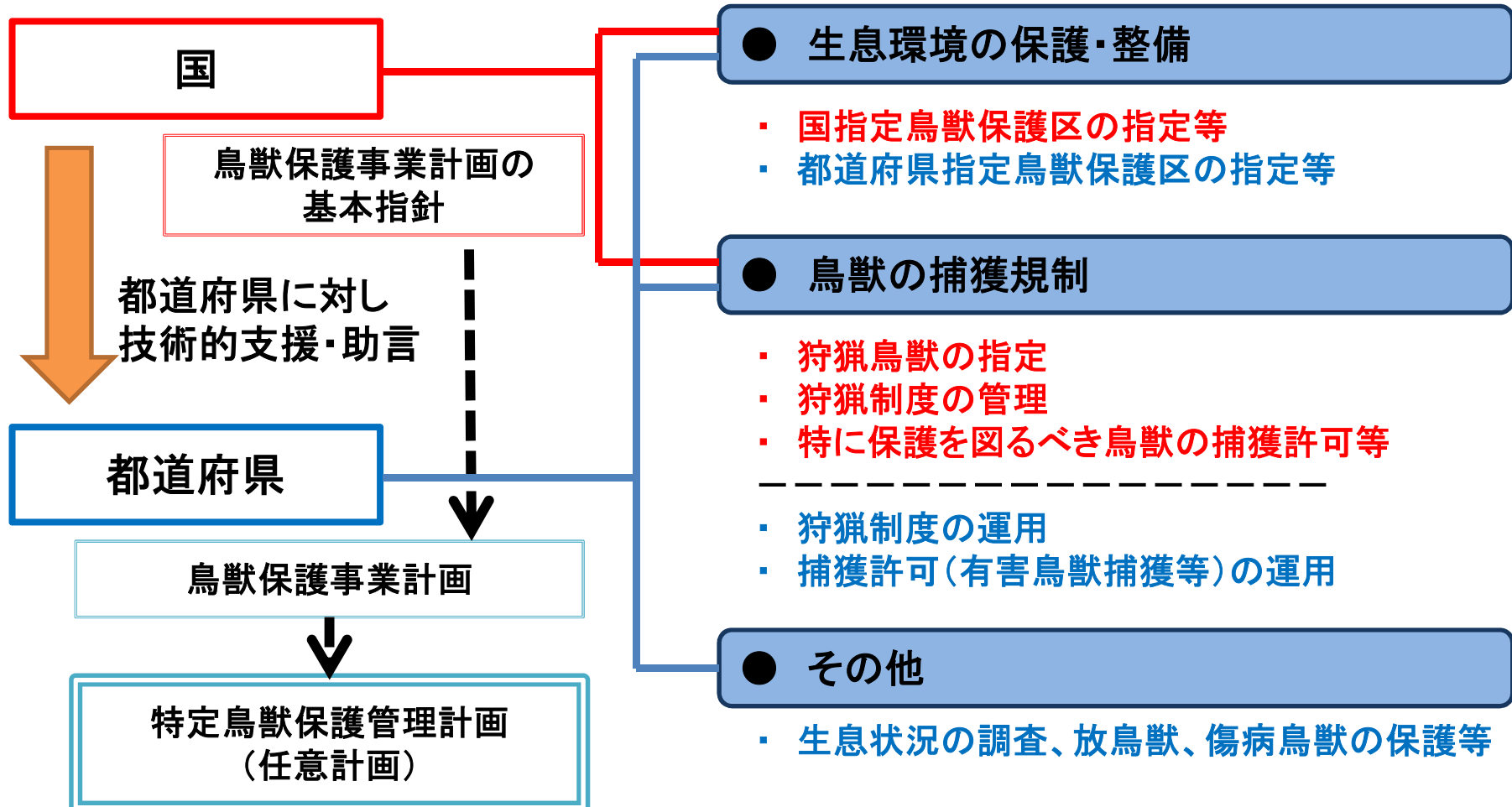
〔※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律  
・市町村への捕獲許可権限の委譲〕

## 1-② 鳥獣保護法の体系

### 【法律の目的】

鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防

↓  
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



## 2-① 狩猟と許可捕獲

- 鳥獣保護法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

狩 猟

（狩猟鳥獣を、定められた猟法、定められた期間で捕獲。）

許可捕獲

・有害捕獲：農作物等の被害防止のため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲  
 ・個体数調整：特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整のため、都道府県知事等の許可を受けて行う捕獲。

等

| 区 分       | 狩 猟                                     | 有害捕獲  | 個体数調整   |
|-----------|---|---|---|
| 定 義       | 法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲等（捕獲又は殺傷）                 | 農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと | 法第7条に基づき都道府県知事が作成した特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整を行うこと |
| 対象鳥獣      | 狩猟鳥獣（49種） ※卵、ひなを除く                      | 鳥獣及び卵                                       | 特定鳥獣  |
| 捕獲及び採取の事由 | 問わない                                    | 農林水産業等の被害防止のため(注)                           | 特定鳥獣の数の調整のため                                    |
| 個別の手続き    | 不要（狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要）                | 許可申請が必要<br>申請先：都道府県知事等                      | 許可申請が必要<br>申請先：都道府県知事等                          |
| 捕獲できる時期   | ・北海道以外：11月15日～2月15日<br>・北海道：10月1日～1月31日 | 許可された期間<br>（年中いつでも可能）                       | 許可された期間<br>（年中いつでも可能）                           |
| 方 法       | 法定猟法（網・わな猟、銃猟）                          | 法定猟以外も可<br>（危険猟法等については制限あり）                 | 法定猟以外も可<br>（危険猟法等については制限あり）                     |

注)被害等のおそれがある場合に実施する予察による捕獲は、この限りではない。

## 2-② 特定鳥獣保護管理計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。

- ① 計画のねらい： 地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ② 策定主体： 都道府県が策定(任意)
- ③ 対象： ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群、またはクマ類等の地域的に著しく減少している種の地域個体群

### 計画達成のための三本柱

- **個体数管理**  
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**  
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**  
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
  - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
  - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

※ 平成24年12月現在、特定計画は、46都道府県において、ニホンジカ(39)、イノシシ(36)、ニホンザル(19)、ツキノワグマ(21)、カモシカ(7)、カワウ(2)の6種について作成(計124計画)

## 2-③ 狩猟

- 狩猟とは、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことであり、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等は禁止。
- 狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録が必要。

### 法定猟法及び法定猟具

- ① 銃器：装薬銃又は空気銃
- ② 網： むそう網、はり網、つき網及び投げ網
- ③ わな：くくりわな、はこわな、はこおとし及び  
 囲いわな

### 狩猟鳥獣

大正7年 狩猟鳥獣の指定  
 昭和38年 65種(鳥類47種、獣類18種)  
 昭和50年 48種(鳥類31種、獣類17種)  
 平成6年 47種(鳥類29種、獣類18種)  
 ※ヒヨドリ、ムクドリ、  
 ニホンジカ(雌)  
 ハクビシン、アライグマ、ミンク  
 を追加  
 平成19年 49種(鳥類29種、獣類20種)  
 ※カワウを追加

### 狩猟免許所持者

平成22年度 約19万人

### 免許の種類

※法定猟法により捕獲等を行う場合に免許が必要

| 網猟免許   | わな猟免許   | 第1種銃猟免許                                  | 第2種銃猟免許                       |
|--|---|--|-------------------------------|
| 網を使用する猟法   | わなを使用する猟法   | 装薬銃を使用する猟法                               | 空気銃を使用する猟法                    |
| 網とは、絹、木綿、麻その他動植物性繊維又は化学繊維の糸などで編まれ、鳥獣捕獲の目的で地上又は空間に張ったり、若しくは鳥獣にかぶせ、鳥獣をすくうことができるようにつくられたもの。 | 「わな」とは、鳥獣捕獲の目的をもって、自動的、他動的に鳥獣の脚、頸部等を挟み、くくり又は鳥獣を圧殺若しくは閉じ込めるように製作された器具。 | 装薬銃とは、火薬が燃焼するときの爆発エネルギーで弾丸を発射する構造の銃器のこと。 | 空気銃とは、空気の圧力を利用して弾丸を発射する銃器のこと。 |

### 狩猟鳥獣の捕獲等を行うことが出来る期間

北海道以外：11月15日～2月15日

北海道： 10月1日～1月31日

※狩猟期間は10月15日(北海道は9月15日)～4月15日(第2条)であるが、第11条第2項の規定により、捕獲等を行うことが出来る期間を限定(特定計画の策定により延長が可能)

## 2-④ 鳥獣保護区

- 環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

| 区分                     | 制度の概要   | 規制の概要  | 存続期間                         |
|------------------------|---|--|------------------------------|
| 鳥獣保護区<br>(法第28条)       | 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。<br>環境大臣は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。 | ・狩猟を禁止   | 20年以内<br>期間は更新が可             |
| 特別保護地区<br>(法第29条)      | 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。                                | 【要許可行為】<br>・工作物の新築等<br>・水面の埋立、干拓<br>・木竹の伐採   | 鳥獣保護区の<br>存続期間の範囲内           |
| 特別保護<br>指定区域<br>(令第2条) | 特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。            | 【要許可行為】<br>・植物の採取、動物の捕獲等<br>・火入れ又はたき火<br>・車馬の使用<br>・動力船の使用<br>・犬等を入れること<br>・撮影、録画等<br>・野外レクリエーション等 | 特別保護地区<br>において、区域<br>と期間を定める |

※鳥獣保護区指定状況(国指定は平成24年11月1日、都道府県指定は平成24年12月31日 現在)

|            | 国指定 |         | 都道府県指定 |         |
|------------|-----|---------|--------|---------|
|            | 箇所数 | 面積(千ha) | 箇所数    | 面積(千ha) |
| 鳥獣保護区      | 82  | 585     | 3,759  | 3,032   |
| うち特別保護地区   | 66  | 158     | 552    | 146     |
| うち特別保護指定区域 | 2   | 1       | 2      | 6       |

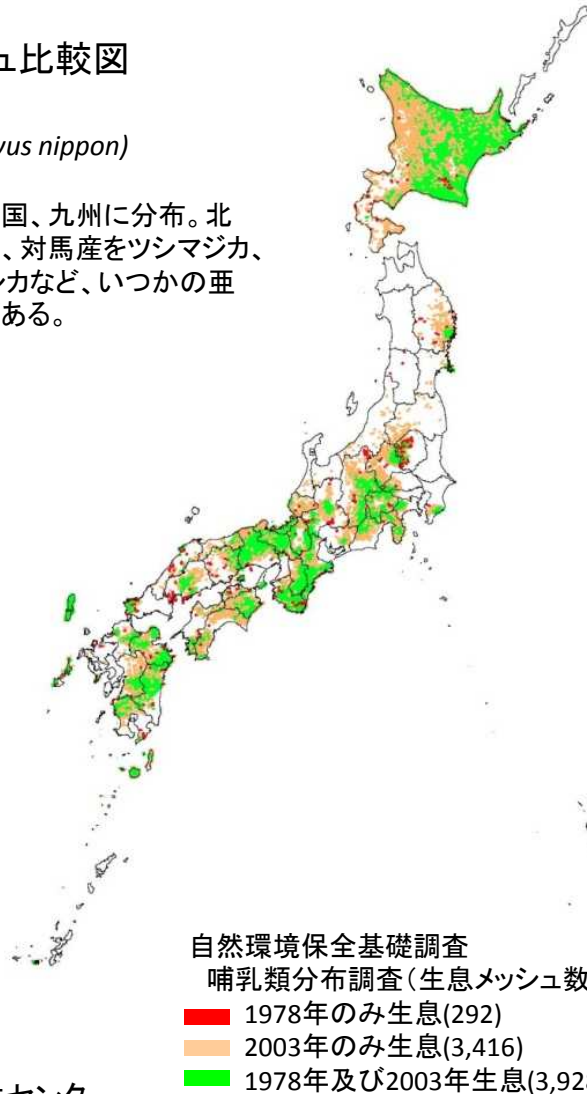
## 3-① 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)

○ 25年で全国の分布メッシュがニホンジカで約1.7倍、イノシシで約1.3倍に拡大。

全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾジカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いつかの亜種に分けることがある。

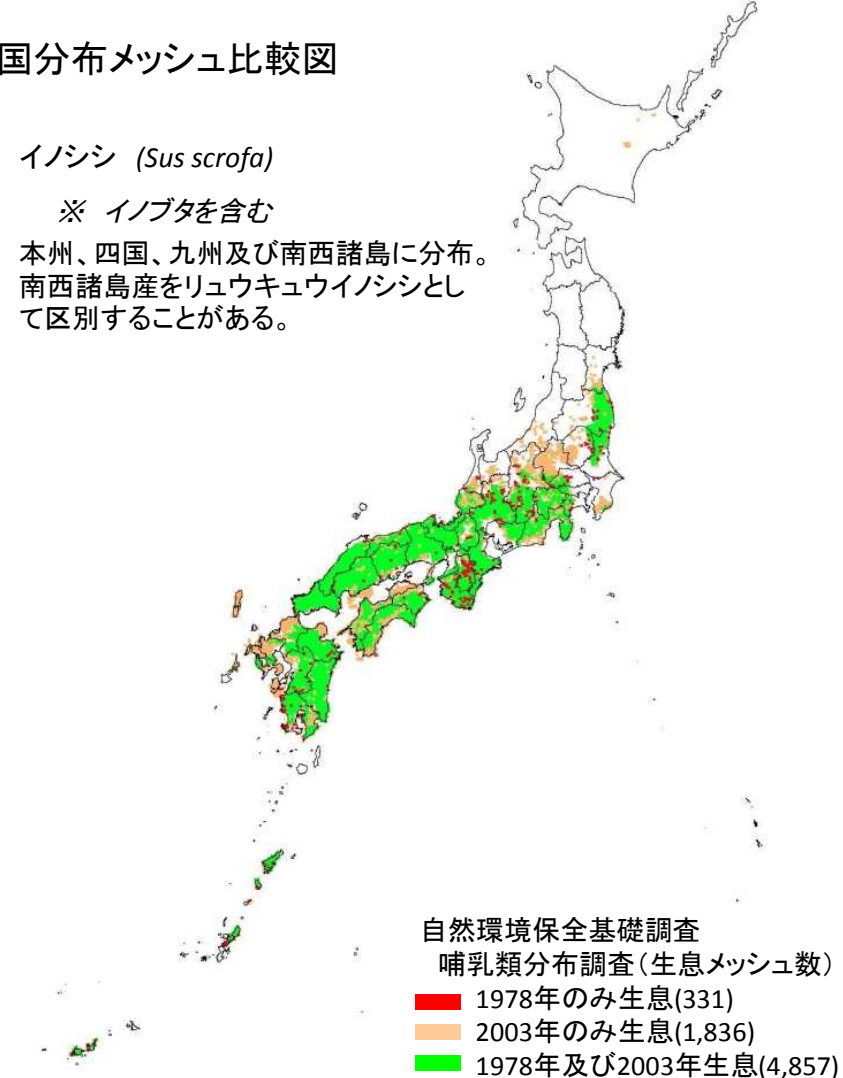


環境省生物多様性センター

全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※ イノブタを含む  
本州、四国、九州及び南西諸島に分布。南西諸島産をリュウキュウイノシシとして区別することがある。



環境省生物多様性センター



## 3-② ニホンジカによる生態系への影響 (1)

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。



2002年



2008年

わずか数年で  
風景が激変



写真: 高知県鳥獣対策課提供

## 3-② ニホンジカによる生態系への影響 (2)

- 全国30国立公園のうち20の国立公園で生態系等への影響が深刻化。

樹木の皮を食べるエゾシカ  
(知床国立公園)



下層植生の無くなった広葉樹林  
(秩父多摩甲斐国立公園)



園地内にも多く見られるシカ  
(霧島錦江湾国立公園)



大台ヶ原の森林植生の衰退(吉野熊野国立公園)



(被害のない林内)



下層植生が喪失した亜熱帯広葉樹林  
(屋久島国立公園)



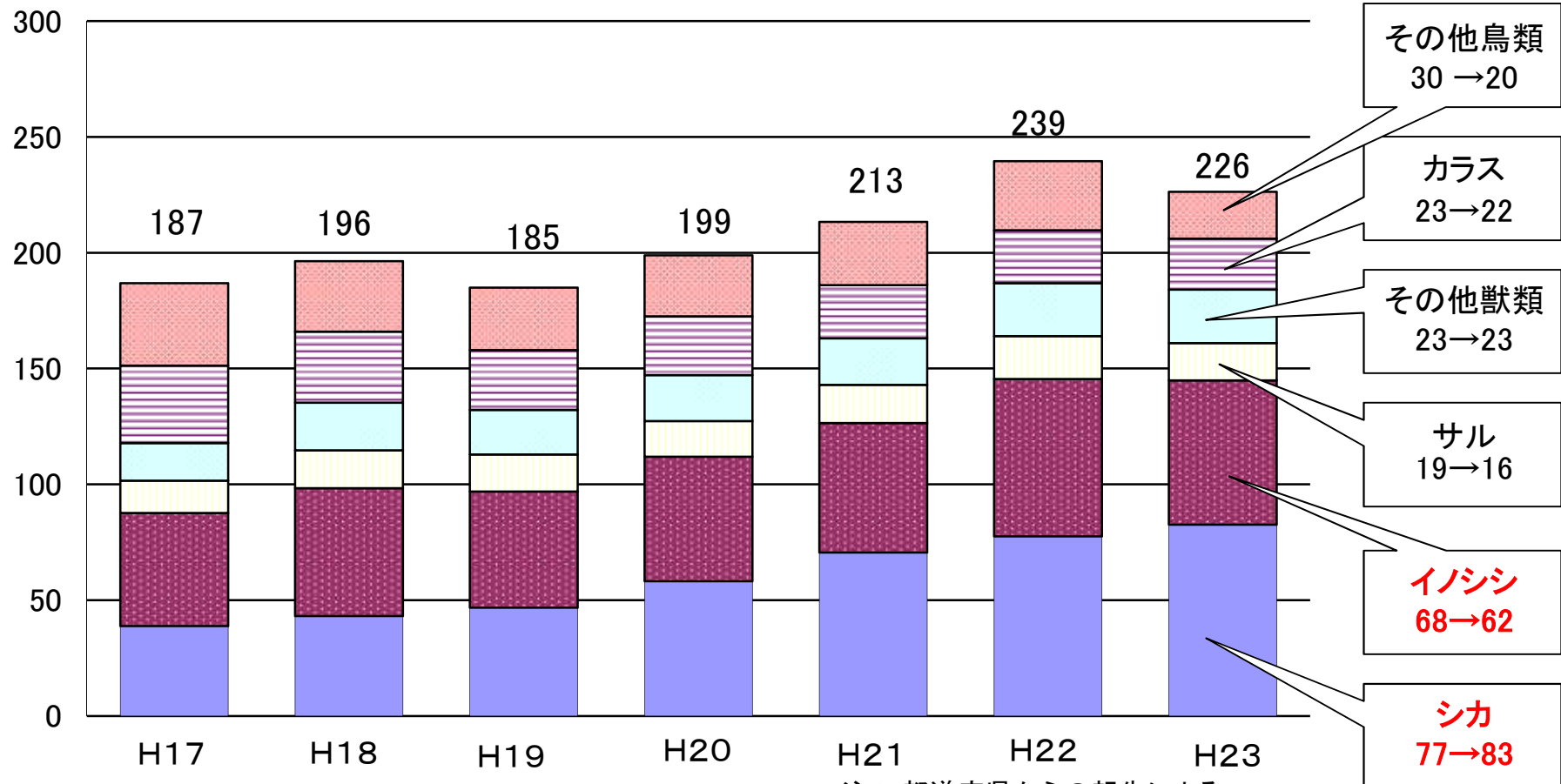
(本来の植生)



### 3-③ 鳥獣による農作物被害の状況

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
- 平成23年度は被害総額が若干減少したがニホンジカの被害額は微増。

(億円) 野生鳥獣による農作物被害金額の推移 (22年度→23年度)



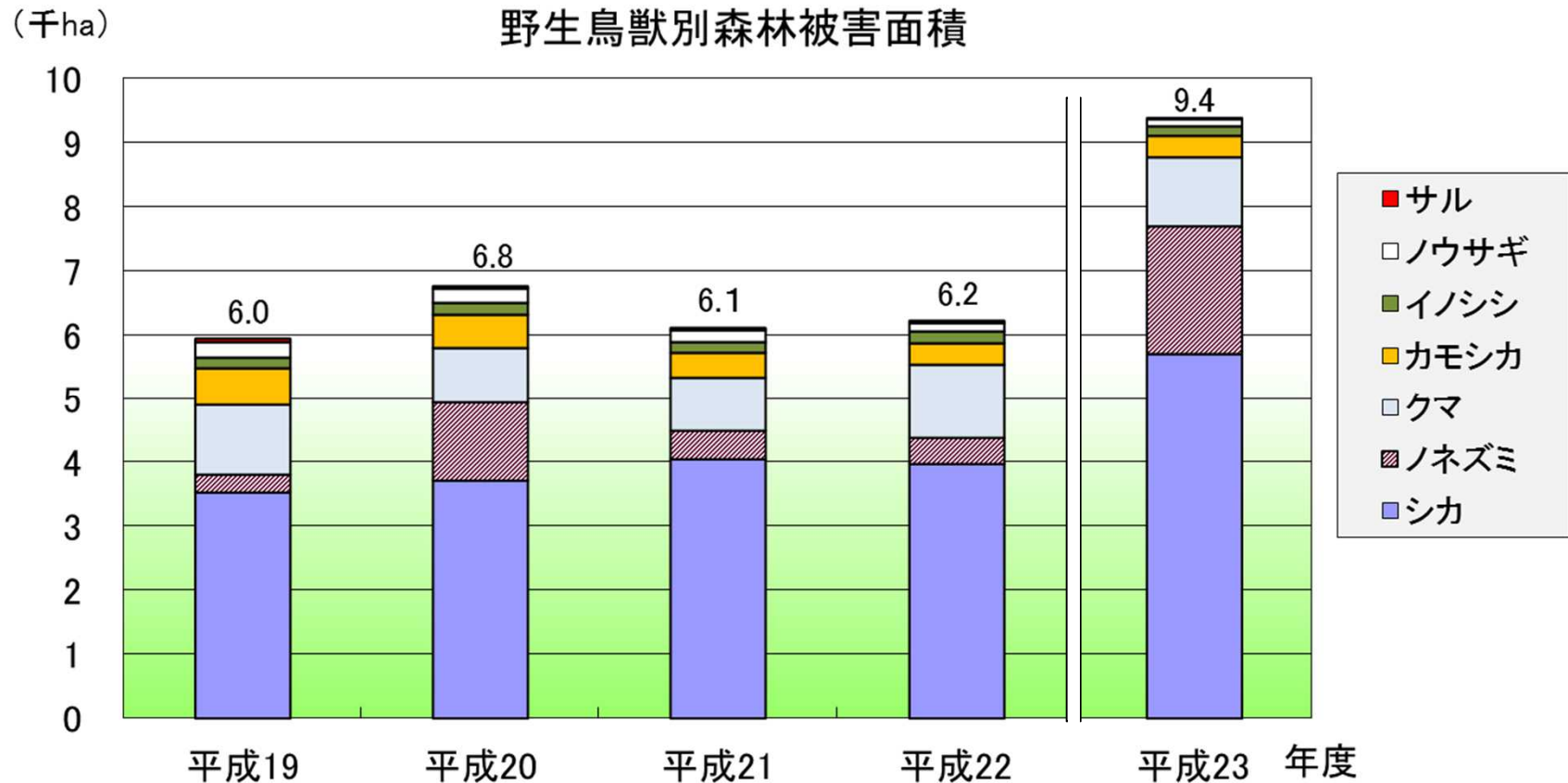
※ 農林水産省資料

注1: 都道府県からの報告による。

注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

## 3-④ 鳥獣による森林被害

- 平成23年度のニホンジカやクマ類等による被害面積の都道府県合計は約9千ヘクタール。
- ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の6～7割。



※ 林野庁資料

- (注) 1. 都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。  
2. 震災の影響により、平成22年度は被害が把握できなかった県がある。  
3. 北海道が平成23年度からシカ被害調査方法を変更したため、シカについては平成22年度以前と単純には比較できない。  
4. 平成20年度及び平成23年度は北海道におけるエゾヤチネズミが大発生している

## 3-⑤ 鳥獣被害防止特別措置法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成  
平成24年4月末現在、1,195市町村で策定\*

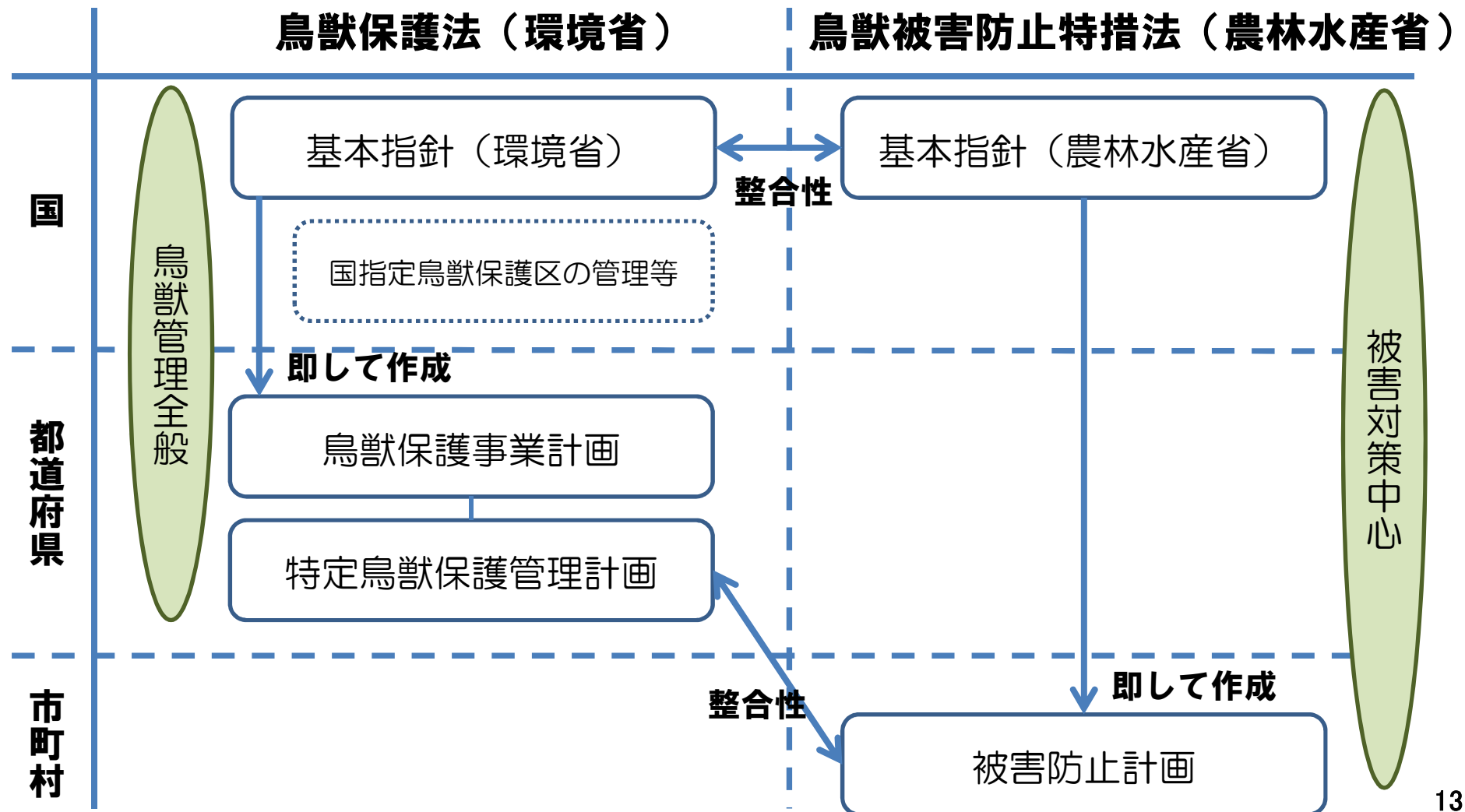
※都道府県と協議中のものを含む

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使（権限委譲）
- 財政支援：**特別交付税の拡充**（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、**補助事業による支援**（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
  - 【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金(平成24年度予算:95億円、25年度予算案:95億円)
  - 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策(平成24年度補正予算:129億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成24年10月末現在521）、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**（1/2）、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

### 3-⑥ 鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携

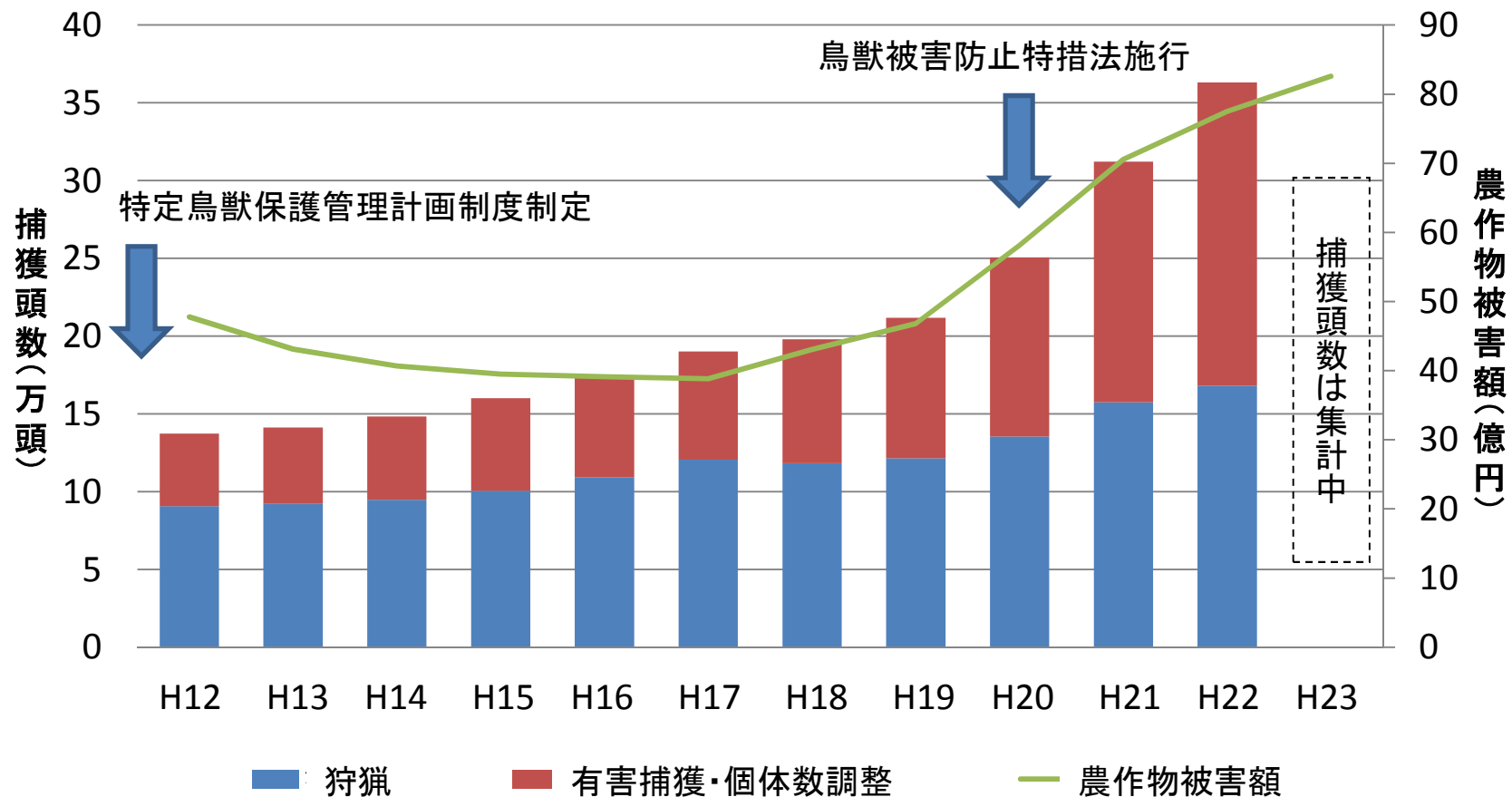
- 国と地方の連携、行政間の連携（環境行政、農林水産行政）強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。



### 3-⑦ 鳥獣捕獲数(1) (ニホンジカ)

- 平成22年度の全国の捕獲数(暫定値)は36.3万頭。10年で約2.6倍
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は10年で約34%から54%に増加

#### ニホンジカの捕獲頭数と農作物被害



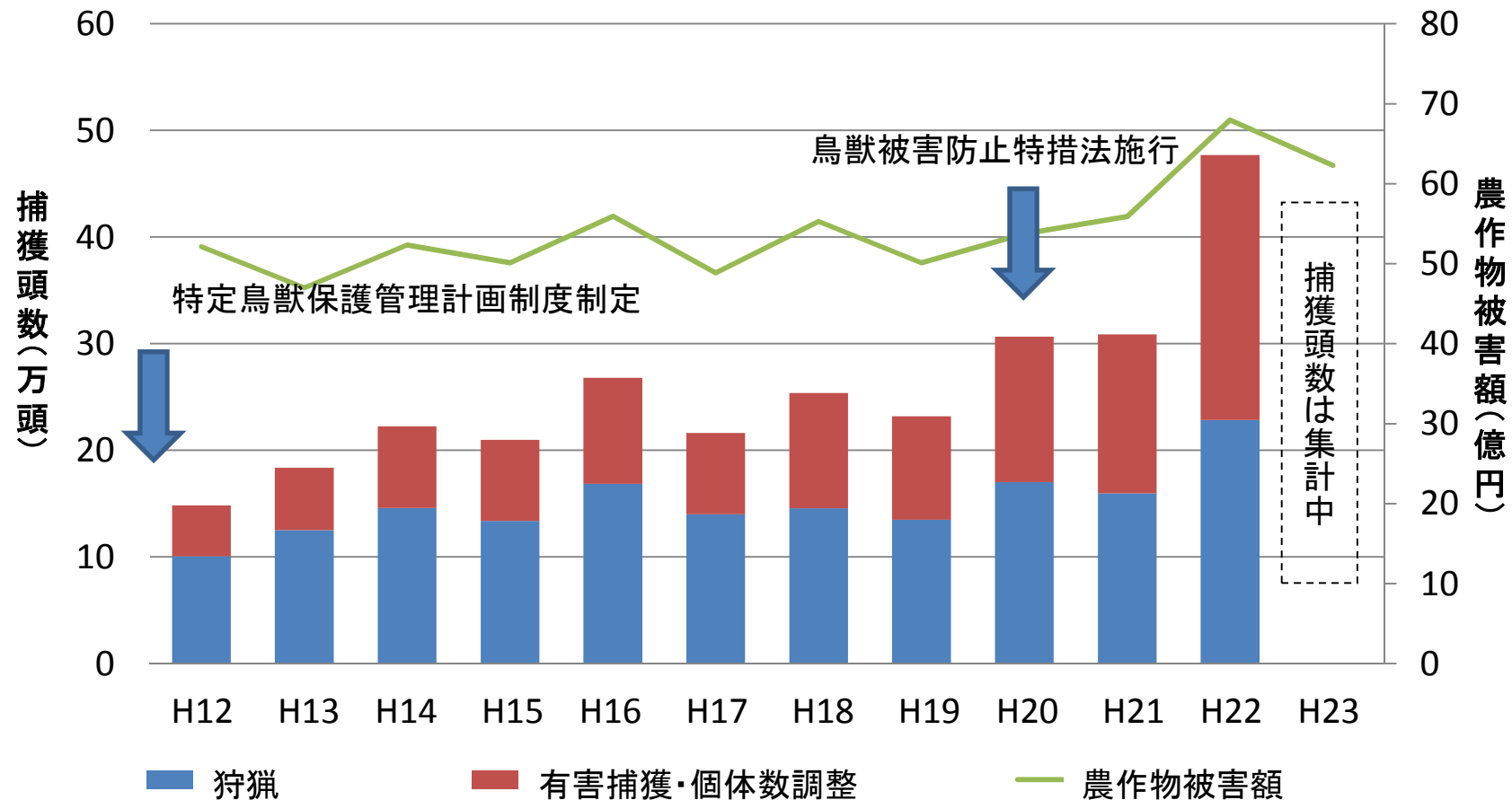
※ 出典:農水省・環境省資料より作成

※ 2010年の捕獲頭数は暫定値  
2011年の捕獲頭数は未集計

## 3-⑦ 鳥獣捕獲数(2) (イノシシ)

- 平成22年度の全国の捕獲数(暫定値)は47.7万頭。10年で約3.2倍
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は10年で約32%から52%に増加

### イノシシの捕獲頭数と農作物被害



※ 出典:農水省・環境省資料より作成

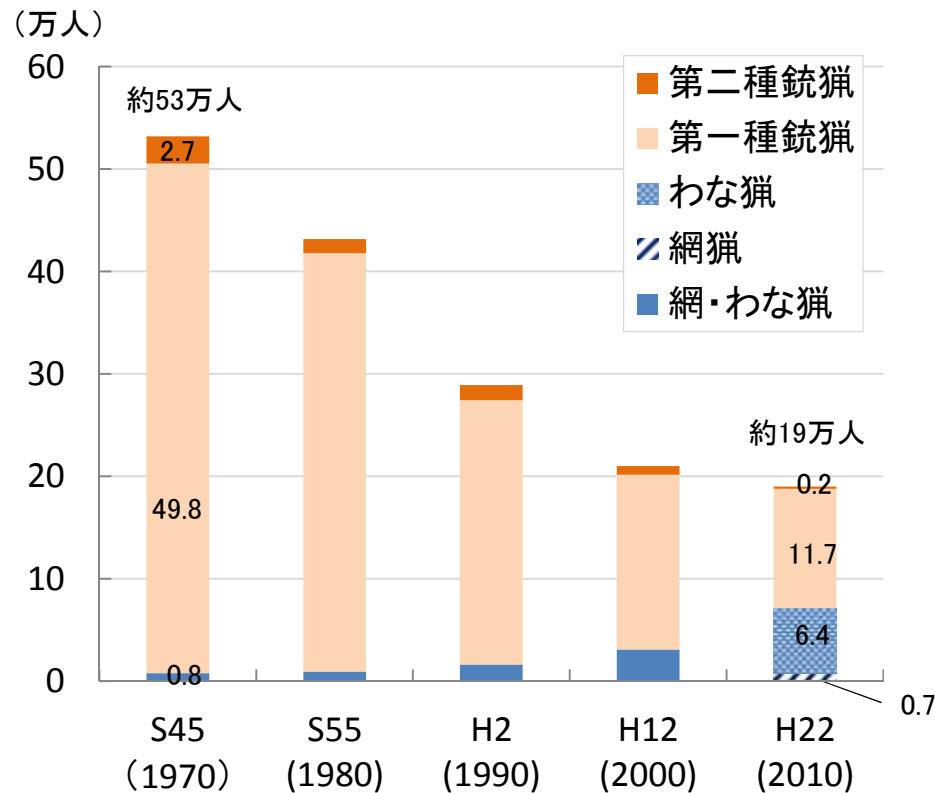
※ 2010年の捕獲頭数は暫定値  
2011年の捕獲頭数は未集計



## 3-⑧ 狩猟者数の推移

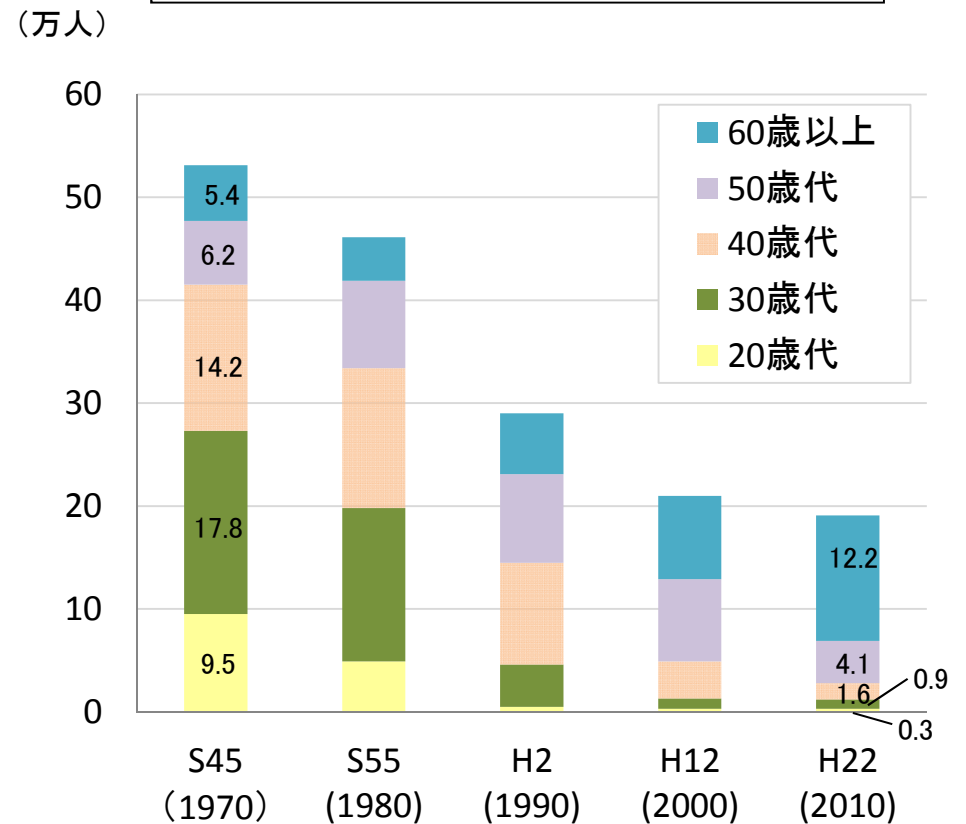
- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約36%まで減少(53万人→19万人)。  
ただし、わな猟免許所持者は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成22年度では60歳以上の割合が約64%(12.2万人)。

狩猟免許所持者数(免許別)



(注)2010年度は暫定値

狩猟免許所持者数(年齢別)



(注)2010年度は暫定値

## 4-① 課題への対応方向

○ 鳥獣による被害の防止に向け、捕獲の担い手確保、鳥獣保護管理に携わる人材育成、効率的な捕獲技術の検討、広域協議会の設置、国立公園における被害対策等を実施

### 1 狩猟者の減少・高齢化が続く中で、捕獲従事者を増やす方策の検討

➤ 狩猟者だけでなく、農家等の被害者や民間事業者等の参加促進が必要

・新たな担い手の育成に向けたフォーラム開催、地域ぐるみの捕獲推進

### 2 効果的な捕獲を推進するための技術と体制の検討・普及

➤ 地域の特性に応じた大規模かつ効率的な捕獲手法の検討、個体数推定精度の向上と特定計画への反映

・大型囲いわな、高度な射撃技術の実証  
・鳥獣保護管理に関する人材登録事業、地方自治体職員を対象とした研修等の実施

### 3 都道府県域をまたいで広域に分布・移動する鳥獣に対する適切な保護管理の推進

➤ 広域協議会の設置や広域保護管理指針の策定

・カワウ(2地域)、ニホンジカ(1地域)、ツキノワグマ(1地域)について広域指針の策定等を支援

### 4 国立公園等における自然生態系被害の低減

➤ 国立公園等において、ニホンジカ被害の防止に向けた取組の推進

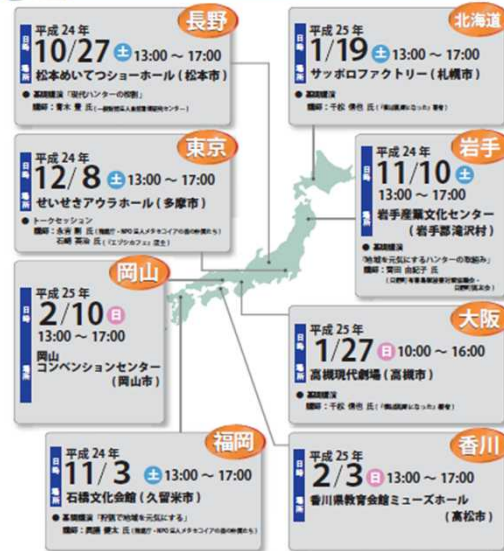
・被害防止柵の設置、ニホンジカの捕獲、生息状況調査等を実施

## 4-② 担い手確保対策

- 鳥獣捕獲の担い手となる若手狩猟者の育成を図るため、狩猟免許取得に向けたセミナーを全国8箇所で開催。約1,500人が参加し、うち6割が40歳代以下。
- 地域ぐるみで行う捕獲の推進等を図るため、平成23年9月に基本方針を改正。更に、全国13箇所のモデル地区で地域ぐるみの捕獲を推進するとともに、研修会を全国8箇所で開催。

### 狩猟の魅力まるわかりフォーラム

- H24年度、全国8箇所で開催
- 一般来場者 全体で約1,500名
  - ・60%が40歳代以下
  - ・77%が狩猟免許未取得者
  - ・狩猟のイメージが良くなった人 71%
  - ・参加後の狩猟免許取得希望者 65%



### 地域ぐるみの捕獲の推進

(基本指針の改正)

- ・地域ぐるみの捕獲を推進するため、**狩猟免許をもたない者**であっても、講習を受講すれば免許所持者の監督下でわなによる**有害鳥獣捕獲**に**補助者として参画**することが可能。

(モデル事業・研修会)

- ・全国13箇所のモデル地区において、地域ぐるみの捕獲推進に向けた**体制づくり**、捕獲補助者の**技術の向上**等を推進。
- ・平成24年度、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策に関する研修会を全国8箇所で開催。

## 4-③ 効果的な捕獲を推進するための取組

- 鳥獣保護管理の専門家によるサポート体制の整備(人材登録事業)、鳥獣行政担当職員を対象とした研修、特定鳥獣の保護管理について検討する専門家会議の設置等を実施。
- 効率的な捕獲手法(大型囲いわな、高度な射撃技術)の検討。

### 専門家の活用・研修等による人材育成

鳥獣保護管理に関する人材登録事業(H20～)

- 鳥獣保護管理プランナー、捕獲コーディネーター、調査コーディネーターの登録・情報提供(延べ99人)

鳥獣行政担当職員を対象とした研修(H10～)

- 特定鳥獣保護管理計画に関する研修や鳥獣保護管理の先進事例に関する研修会の実施  
(H24はイノシシ、クマ類、ニホンザル、カワウを対象)

特定鳥獣保護管理検討会(H24～)

特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ等)の保護管理に関する基本的な考え方や課題、効果的なモニタリング方法や最新の対応事例等について種毎に整理し、「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、都道府県へ情報提供

### 効率的な捕獲手法の検討

メスジカを選択的に捕獲する囲いわな  
(オスジカが入れないよう入口幅を検証)



シカを効果的に捕獲できる射撃手法  
(閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収)



## 4-④ 広域的な取組の支援

- 広域的に分布又は移動する鳥獣の保護管理を適切に推進するため、広域協議会の設置、広域指針の作成、一斉追い払い(カワウ)等を支援。

### 【ツキノワグマ】

#### ○白山・奥美濃地域

H20.11 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会設立

H21.3 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域指針作成

#### 【参加団体等】

国(環境省、林野庁)

関係5県(富山、石川、福井、岐阜、滋賀)

狩猟者関係団体、林業関係団体等

### 【ニホンジカ】

#### ○関東山地

H19.4 取組開始

H22.3 関東山地ニホンジカ広域指針作成

H24.3 広域指針改訂

#### 【参加団体等】

国(環境省、林野庁、農水省)

関係6県(群馬、埼玉、東京、長野、山梨、

神奈川(※)) ※オブザーバー

### 【カワウ】

#### ○関東ブロック

H17.4 関東カワウ広域協議会設立

H17.11 関東カワウ広域指針作成

H25.3 広域指針改訂

#### 【参加団体等】

国(環境省、水産庁、国交省)

関係11都県

#### ○中部・近畿ブロック

H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立

H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成

H24.4 広域指針改訂

#### 【参加団体等】

国(環境省、林野庁、水産庁、国交省)

関係15府県

## 4-⑤ 国立公園における被害防止対策

- 国立公園において、自然公園法に基づく生態系維持回復事業等により、ニホンジカ被害の防止に向けた取組を積極的に展開。

樹木へのネット巻き  
(秩父多摩甲斐国立公園)



植生防護柵(南アルプス国立公園)



罨いワナの設置(知床国立公園)

シカ行動追跡調査(吉野熊野国立公園)



## 5. 鳥獣保護法の施行状況の検討について

- ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域拡大により、希少な高山植物の食害、森林内の樹皮はぎ等の自然生態系への影響や農林水産業への被害が深刻化
- 捕獲従事者の不足(主たる担い手である狩猟者数の減少や高齢化)



鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び

将来に渡り適切に機能しうる鳥獣保護管理体制の構築が急務

